

公益社団法人三田市シルバー人材センター 就業開拓委員会設置要綱

(設置)

第1条 公益社団法人三田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、会員の就業先の拡大を図るため、就業開拓委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し推進する。

- (1) 新規就業先及び新規事業の開拓に関すること
- (2) 継続事業所(発注者)に関すること
- (3) その他、センターの就業開拓に必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、業務部会内に設置し、3名の委員を以って構成する。

- 2 委員は、理事長が委嘱する。
- 3 委員会に、委員長・副委員長を置き、委員の中から互選する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員がでた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第5条 委員会は原則として、年2回以上開催するものとする。ただし、委員長は委員会の開催が必要と認めた場合は、その都度開催することができるものとする。

- 2 委員会の招集及び運営は、委員長が当たる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の検討結果を業務部会に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、

委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。